

宮津市公報

平成28年9月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

規 則

- 15 職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

告 示

- 98 宮津市小中学校再編に係る学用品購入補助金交付要綱の一部を改正する要綱…………… 1
99 平成28年度宮津市臨時福祉給付金支給要綱…………… 1
100 宮津市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給要綱…………… 5
101 宮津市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給要綱の一部を改正する要綱…………… 7
102 宮津市風しん予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱…………… 7
103 宮津市鳥獣被害対策実施隊設置要綱の一部を改正する要綱…………… 7
104 宮津市議会定例会の招集…………… 7
105 宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱…………… 8

公 告

- 35 公示送達…………… 8
36 公示送達…………… 8
37 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 8
38 公示送達…………… 9
39 宮津市営住宅等の入居者の公募…………… 9
40 条件付一般競争入札の実施…………… 9
41 農用地利用集積計画の縦覧…………… 11
42 宮津農業振興地域整備計画の変更の縦覧…………… 12

教育委員会

《告 示》

- 13 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 12

選挙管理委員会

《告 示》

- 34 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧…………… 12

農業委員会

《告 示》

- 9 宮津市農業委員会総会の招集…………… 12
10 宮津市農業委員会総会の招集…………… 13

正 誤

- 平成28年4月1日付け宮津市公報第830号中…………… 13

規 則

職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 8 月 5 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第15号

職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

職員の営利企業等の従事制限に関する規則（昭和29年規則第3号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

職員の営利企業への従事等の制限に関する規則

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第98号

宮津市小中学校再編に係る学用品購入補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年 8 月 3 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市小中学校再編に係る学用品購入補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市小中学校再編に係る学用品購入補助金交付要綱（平成25年告示第114号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「補助対象経費に10分の9を乗じて得た額」を「実費相当額」に、「生じたとき」を「あるとき」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第99号

平成28年度宮津市臨時福祉給付金支給要綱を次のように定める。

平成28年 8 月18日

宮津市長 井 上 正 嗣

平成28年度宮津市臨時福祉給付金支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的及び臨時的な措置として平成28年度臨時福祉給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において給付金が支給される者を除く。）とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成28年1月1日（以下「基準日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 基準日以前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除され

ていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出（同法第24条に規定する転出をいう。以下同じ。）の予定年月日が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。以下同じ。）を本市に行ったもので、転入（同法第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）をした年月日が基準日の翌日以後である転入届（同項の規定による届出をいう。以下同じ。）をいずれかの市町村に行ったもの

ウ 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届を本市へ行ったものを除く。）

エ 基準日においていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下同じ。）であり、かつ、基準日以後に次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（平成10年1月3日以後に生まれた者）をいう。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者（平成8年1月3日以後に生まれた者）をいう。以下同じ。）であって、その入所等している施設等が本市に所在しているもの

(ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（同法に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。）

(イ) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2箇月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。）

(ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者

に限る。)

(E) 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人保護施設に入所している児童等(2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(オ) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

(カ) 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等(2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

オ 基準日においていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に本市に避難し、配偶者と生計を別にしている者(以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。)及びその同伴者であって、基準日において、本市にその住民票を移しておらず、次に掲げる(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)から(E)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を本市に申し出たもの

(ア) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)上、その配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号、他の法律において準用する場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によるその配偶者の被扶養者となっていないこと。

(イ) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令(配偶者からの暴力を理由に避難している者にあつては、同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令。その同伴者にあつては、同条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令)が出されていること。

(ウ) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。)が発行されていること。

(E) 基準日の翌日以後に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

(2) 平成28年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条(同法第736条第3項で準用する場合を含む。))の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。)が課されていない者又は宮津市市税条例(昭和30年条例第33号)で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者(当該市町村民税が課されている者(当該市町村民税を免除された者を除く。))の扶養親族等(同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。)を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付金を支給しない。

(1) 基準日において、次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(基準日に保護が停止されていた者及び平成28年1月2日から同年10月1日までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。)

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付(以下「支援給付」という。)の受給者(基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び平成28年1月2日から同年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。)

ウ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条第3項の規定によ

るハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び平成28年1月2日から同年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）

エ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び平成28年1月2日から同年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

(2) 給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

3 基準日において、第1項第1号エ(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等については、同項第2号の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日において同項第1号エ(ウ)、(イ)又は(カ)に該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母（以下「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。

4 第1項第1号オに該当する者については、同項第2号の適用に当たっては、当該者の配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合には、これに基づき給付金の支給に係る審査を行う。それ以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。

5 基準日において、次に掲げる者については、第1項第2号の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

(1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1項に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

（給付金の額）

第3条 給付金の額は、支給対象者1人につき3,000円とする。

（支給申請）

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本市が給付金の支給の申請の受付を開始した日から起算して4箇月以内に、平成28年度宮津市臨時福祉給付金支給申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者に代わり、代理人として前項の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。ただし、第2条第1項第1号エ、同号オ又は同条第5項第1号若しくは第2号に該当する者の保護者、同一世帯である者又は養護者を除く。

(1) 基準日時点での申請者の属する世帯の世帯構成員

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
 3 代理人が給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出しなければならない。

（支給決定）

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第6条 支給対象者から第4条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（平成27年度宮津市臨時福祉給付金支給要綱の廃止）

2 平成27年度宮津市臨時福祉給付金支給要綱（平成27年告示第116号）は、廃止する。

* * *

宮津市告示第100号

宮津市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給要綱を次のように定める。

平成28年8月18日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給要綱
 （趣旨）

第1条 この要綱は、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者を支援する、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、平成28年度宮津市臨時福祉給付金支給要綱（平成28年告示第99号）第2条に規定する支給対象者のうち、次の各号のいずれかの年金について平成28年4月分の受給がある者（同年5月分の受給のない者を除く。）又は同年5月分の受給がある者とする。

(1) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金又は遺族基礎年金

(2) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。）附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法に基づく障害年金、60年改正法附則第78条の規定によりなお従前の例によることとされた旧厚生年金保険法に基づく障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限る。）及び60年改正法附則第87条の規定によりなお従

前の例によることとされた旧船員保険法に基づく障害年金（職務上の事由によるものについては障害等級が1級から5級までの年金、職務外の事由によるものについては障害等級が1級又は2級の年金に限る。）

(3) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限る。）

(4) 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第3条及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第48条の2の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた障害年金及び船員障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、宮津市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給要綱（平成28年告示第20号）第1条に規定する給付金の支給を受けた者は、給付金を支給しない。

（給付金の額）

第3条 給付金の額は、支給対象者1人につき3万円とする。

（支給申請）

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本市が給付金の支給の申請の受付を開始した日から起算して4箇月以内に、宮津市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者に代わり、代理人として前項の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。ただし、平成28年度宮津市臨時福祉給付金支給要綱第2条第1項第1号エ、同号オ又は同条第5項第1号若しくは第2号に該当する者の保護者、同一世帯である者又は養護者を除く。

(1) 平成28年1月1日時点での申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

3 代理人が給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出しなければならない。

（支給決定）

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第6条 支給対象者から第4条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他の不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第101号

宮津市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年 8 月18日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給要綱（平成28年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(3) 宮津市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給要綱（平成28年告示第100号）第 1 条に規定する給付金の支給を受けた者

第 4 条第 1 項中「 3 箇月」を「 5 箇月」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第102号

宮津市風しん予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年 8 月18日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市風しん予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市風しん予防接種補助金交付要綱（平成25年告示第89号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を削る。

第 4 条中「平成29年 3 月31日」を「予防接種を受けた日の属する年度の末日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に予防接種を受けた者について適用する。

* * *

宮津市告示第103号

宮津市鳥獣被害対策実施隊設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年 8 月18日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市鳥獣被害対策実施隊設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市鳥獣被害対策実施隊設置要綱（平成26年告示第31号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) その他市長が特に必要と認める者

第 3 条第 2 項中「前項第 2 号」の次に「及び第 3 号」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第104号

平成28年第 3 回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年 8 月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 期 日 平成28年 9 月 1 日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第105号

宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年 8 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱

宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱（昭和59年告示第12号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「磁気媒体」を「磁気媒体等データ(磁気媒体又は伝送によりデータを相互に交換する方式により処理する記録データをいう。以下同じ。)」に、「に「口座振替」の旨及び指定預金口座を記録し、」を「を原則として」に改める。

第10条第 1 項中「記載」の次に「又は記録」を加え、同条第 2 項中「磁気媒体」を「磁気媒体等データ」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年 9 月 1 日から施行する。

公 告

宮津市公告第35号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成28年 8 月 9 日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下揭示済 >

* * *

宮津市公告第36号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成28年 8 月16日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下揭示済 >

* * *

宮津市公告第37号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成28年 8 月17日から 2 週間、宮津市建設部上下水道課（本館南棟 2 階）において縦覧に供します。

平成28年 8 月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成28年 8 月31日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字波路の一部

- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字波路の一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
＜省 略＞

* * *

宮津市公告第38号
公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成28年 8月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下揭示済 >

* * *

宮津市公告第39号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

平成28年 8月19日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 公募する住宅

団 地 名	所 在 地	種 別	家賃（月額）	戸 数	規 格
みやづ城東タウン （若者向け住宅）	宮津市字惣	B 棟	39,000円	2	3DK

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成28年 9月 1日(木)から平成28年10月28日(金)まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

6 選考方法

先着順（同日に複数の申込みがあった場合は抽選となります。）

7 入居時期 入居決定した日から約2週間後

* * *

宮津市公告第40号

条件付一般競争入札の実施について

宮津小学校校舎改築工事に係る工事監理業務（宮教小委第1号）の委託契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年 8月23日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 宮津小学校校舎改築工事に係る工事監理業務
- (2) 業務番号 宮教小委第1号
- (3) 業務場所 宮津市字外側地内
- (4) 業務概要 「建築工事監理業務委託特記仕様書」及び「建築工事監理業務委託共通仕様書」とおり
- (5) 業務期間 契約日の翌日から平成30年1月31日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当課 宮津市教育委員会事務局学校教育課（施設係）

宮津市役所別館4階

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話番号 0772-45-1662

FAX番号 0772-22-8438

E-mail sisetsu@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体の指名停止期間中でない者であること。
- (3) 平成28年度宮津市測量等業務指名競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規程に基づく一級建築士事務所登録をしており、一級建築士が2名以上在籍していること。
- (5) 営業所所在地 京都府内に本社又は営業所を置く者。
- (6) 業務実績 平成18年以降に、国又は地方公共団体発注の設計又は工事監理業務で、業務概要と同種同規模の業務の元請として実績のあること。
同種同規模の業務とは、鉄筋コンクリート造の教育施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）で2,000㎡以上の新築、増築又は改築工事に係る設計又は工事監理業務とする。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
 - ア 平成28年度 宮津市測量等業務入札参加資格審査結果通知書の写し
 - イ 一級建築士事務所登録通知書の写し、所属建築士名簿及び所属一級建築士の免許証の写し等
 - ウ 営業所一覧表
 - エ 業務の完了実績調書（別記様式2）
前記3（6）に掲げる資格があることを確認できる業務の完了実績を1件以上記載すること。
 - オ 業務の完了実績調書に記載の業務で、施設の用途、構造、延べ面積等の内容が確認できる図書等の写し

5 入札手続等

- (1) 「条件付一般競争入札参加資格確認申請書」等の配布期間
平成28年8月23日（火）から平成28年9月6日（火）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）
*）申請書等については、宮津市ホームページに掲載する。
- (2) 設計図書等の閲覧期間
平成28年8月23日（火）から平成28年9月13日（火）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）
閲覧場所 2に示す担当課に同じ
*）設計図書等については、宮津市ホームページに掲載する。
- (3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の受付
平成28年8月23日（火）から平成28年9月6日（火）までの午前9時から午後5時まで（期間

中の土曜日及び日曜日を除く。)

ただし、郵送の場合は平成28年9月6日(火)の午後5時までに必着とする。

(4) 設計図書等に関する質問の受付

平成28年9月13日(火)午後5時までに、設計図書等に関する質疑書(別記様式3)を提出すること。

ただし、郵送又はFAXの場合は、平成28年9月13日(火)の午後5時までに必着とする。

(5) 設計図書に関する回答の閲覧

平成28年9月15日(木)に宮津市ホームページに掲載する。

*) 申請、入札及び契約の手続き等の事務的な事項に関する簡易な質問については、随時口頭で個別に回答する。

(6) 入札日時及び場所

平成28年9月20日(火)午後2時00分

宮津市役所本館南棟1階第2会議室(予定)

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札の方法等

(1) 入札は、出席者のみによって行い、執行回数は3回以内とする。

(2) 代理人により入札しようとするときは、委任状を入札前に提出すること。

(3) 郵便による入札は認めない。

(4) 入札金額は「千円止め」とする。

(5) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をしたとき。

ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。

カ その他入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

10 その他

その他の事項については、宮津市財務規則の定めるところによる。

* * *

宮津市公告第41号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により平成28年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成28年8月25日

宮津市長 井上正嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成28年8月25日

至 平成28年9月8日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課(別館3階)

* * *

宮津市公告第42号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、宮津農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該整備計画書を縦覧に供します。

平成28年8月29日

宮津市長 井上正嗣

- 1 宮津農業振興地域整備計画書の縦覧開始の日
平成28年8月29日
- 2 宮津農業振興地域整備計画書の縦覧場所
宮津市産業経済部農林水産課（別館3階）

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第13号

平成28年第10回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。
平成28年8月23日

宮津市教育委員会
委員長 生駒正子

- 1 日時 平成28年8月26日(金) 午前9時
- 2 場所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成28年8月29日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

- 1 縦覧の期間 平成28年9月3日から9月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
（宮津市役所内）
宮津市選挙管理委員会事務局

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第9号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成28年 8 月 2 日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成28年 8 月 8 日 (月) 午前 9 時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室
- 3 議 題
議第23号 農地法第 3 条の許可申請に係る許可について
議第24号 農用地利用集積計画について

* * *

宮津市農業委員会告示第10号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成28年 9 月 1 日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成28年 9 月 8 日 (木) 午前 8 時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室
- 3 議 題
議第25号 農地法第 4 条の許可申請に係る意見について
議第26号 非農地証明について

正 誤

平成28年 4 月 1 日付け宮津市公報第830号中次のとおり訂正

平成28年 3 月31日付け宮津市水道事業管理規程第 1 号、宮津市水道事業処務規程等の一部を改正する規程

第 6 条 宮津市水道事業囑託職員取扱規程の一部改正中 誤:「総務課長」 正:「総務部長」

第 7 条 宮津市水道事業臨時職員取扱規程の一部改正中 誤:「総務課長」 正:「総務部長」